

の返還を請求することができる(商法第582条)。(5) 留置権・先取特権 運送人は運送品に関して受取るべき運送賃、立替金その他の費用または前貸について運送品を留置することができる。また運送人は先取特権を有する(商法第589・562条・民法第318条)。(6) 供託権 運送人は荷受人を確知できない場合または運送品の引渡に関し争いある場合は運送品を供託することができる(商法第585条第1項・586条第1項)。(7) 競売権 運送人は荷受人を確知できない場合または運送品の引渡に関し争いある場合に荷送人に対し相当の期間を定め、運送品の処分につき指図を求めたのにもかかわらずその指図のないときは競売することができる(商法第585条第2項・586条第2項・587条)。

前各項のほか鉄道運送については、つぎの権利が鉄道営業法および鉄道運輸規程により認められている。(1) 鉄道は荷送人に対して運送品の種類性質の明告を求めること、およびこれが明告をなさない場合には運送品の点検を実施することができる(鉄道営業法第10条)。(2) 鉄道が荷受人および荷送人を確知できない運送品・託送手荷物について、公告後6月以内に権利者を確知することができない場合には、鉄道はその所有権を取得することができる(鉄道営業法第13条の2)。(3) 鉄道が運送品を荷受人に引渡すことができない場合は、貨主の費用で倉庫業者に運送品を寄託することができる(鉄道営業法第13条の3)。(4) 鉄道は運送品・託送手荷物が損敗のおそれある場合には公売処分に付することができる(鉄道運輸規程第33条)。

運送人が荷送人または荷受人に対する債権は1年の短期時効により消滅する(商法第589・567条)。→運送状の請求権。運賃請求権。運送人の留置権。運送品の明告請求権。

参考文献 喜安健次郎著 鉄道運送法。田中誠二著 商行為法。石井照久著 商法中巻。小町谷操三著 商行為法。(松野勝三)

うんそうにんのさきどりとくけん 運送人の先取特権 運送人は民法の規定(第318条)によって、旅客または荷物の運賃および付随費用について、運送人が占有する荷物に先取特権を有する。これを運輸に関する先取特権または運送人の先取特権という。

先取特権の目的物は、債務者の所有に属するものであることを必要とするが、運送人の先取特権については、民法第192～195条の規定が準用されるから(民法第319条)、運送人はその荷物が債務者の所有でないのにそうであると誤信し、かつ誤信することに過失がないときは先取特権を取得する。なおここでいう運送人とは、商法上の運送人(商法第569条)よりも広い概念で、海上における運送業者はもちろん、運送の引受が商行為とならない場合の運送業者も包含される。(金田政吉)

うんそうにんのちゅういぎむ 運送人の注意義務 運送人が運送契約上の債務を履行する上において、法律上要求される注意を尽すべき義務を運送人の注意義務という。運送人がいかなる程度の注意を尽すべき義務を負うかは商法上規定はないが、善良なる管理者の注意すなわち通常の知識経験ある人が具体的場合に処して用うべき程度の注意をなすべき義務があるものというべきである。

運送人が善良なる管理者の注意をなすべき事項は、旅客運送にあっては旅客の運送に関する事項であり、物品運送にあっては運送品の受取・引渡・保管および運送に関する事項である。したがって運送人は旅客運送にあっては適当な方法で旅客を安全に運送し、物品運送にあっては運送品を安全に運送し、これを正当期間内に正当な受取権利者に引渡すために必要ないさ

いの事項に関して、善良なる管理者の注意をなさなければならないのである。

そこで旅客なり運送品なりに何らかの事故があって、その注意義務をつくしたか否かについて争いが生じた場合には、立証責任の原則からいえば旅客なり荷送人なりが、運送人に不注意があったという事実の証明をするのであるが、商法は運送事業の複雑性等の理由から、この立証責任を運送人に転嫁した。すなわち運送人は自己もしくは運送取扱人またはその使用人その他運送のため使用した者が、上記事項について善良なる管理者の注意を怠らなかったこと(過失がなかったこと)の証明をしなければならない(商法第577・590条)と規定している。運送人は事故について責任を免れようとするには、その事故について無過失の挙証の責任を負うものである。しかし無過失の挙証ははなはだ困難であるから、運送人は損害が運送以外の原因、たとえば旅客または荷送人の過失もしくは指図、運送品の性質またはきず、不可抗力等によって生じたこと、または過失なくとも損害は避け得られなかったことを立証して、その責を免れることになる。なお運送人に故意または重大な過失ある場合には、運送人の責任が加重される場合があるが、この場合の故意または重大な過失については一般原則にしたがって、これありと主張する者に立証責任があるのである(商法第581条・鉄道運輸規程第73・74条)。また引渡をうけない旅客の手荷物についても運送人は無過失の立証責任はない(商法第592条)。

運送人が旅客の運送に関し、または運送品の受取・引渡・保管および運送に関し注意を怠ったときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じなければならない(商法第577・590条)。→損害賠償。

参考文献 喜安健次郎著 鉄道運送法。小町谷操三著 運送法の理論と実際。(松野勝三)

うんそうにんのりゅうちけん 運送人の留置権 運送人が占有中の運送品に関して生じた運賃・立替金その他の費用、または前貸の債権を有するときは、これらの債権の弁済をうけるまでその運送品を留置できる権利である(商法第589・562条)。いかえると運送人の留置権は債権と目的物との関連性を要件として、その運送品に関して生じた債権のために、その運送品の占有を持続することを内容とする物権であって、これによって運送人は運送品から生じた債権につき、荷送人または荷受人に対しその履行を強制する作用を営むことになる。

運送人が留置権を行使するためにはつぎの要件が必要である。

(1) まず債権が目的物たる運送品に関して生じたこと。すなわち債権と物との関連性を有することが重要な要件である。[関して生ずる]とは債権が物自体より生ずること、または債権が物の返還請求権と同一の法律的または事実的關係から生じたときと解される。要するに債務者がみずからその債務を履行しないで、運送品だけを返還してもらうことが信義の原則に反する場合である。(2) 運送人の債権は弁済期が到来していること、およびその占有は不法行為によるものではないこと。(3) さらに留置権によって担保される債権は商法第562条に列記され、運送品に関して受取るべき報酬、運送賃、その他委託者のためになした立替または前貸の債権にかぎること。したがって荷送人が運賃を前払いしたときは、運賃についての運送人の留置権は発生しない。またこれら列記された債権以外の債権は、たとえ運送契約から生じたものであっても留置権は発生しない。たとえば運送人が荷送人に対して損害賠償請求権を有していても運送品を留置することはできない。

なお運送人は商人であるから、荷送人または荷受人が商人で